

人権関係年表（世界・国・県の動向）

	国連等	国	兵庫県
1947（昭22）		「日本国憲法」施行	
1948（昭23）	「世界人権宣言」採択	人権擁護委員令施行	
1951（昭26）	「難民条約」採択	「児童憲章」宣言	
1964（昭39）			「民生部同和对策室」設置
1965（昭40）	「人種差別撤廃条約」採択	「同和对策審議会答申」	「同和对策事業推進連絡協議会」設置
1966（昭41）	「国際人権規約」採択		「同和对策基本要綱」制定 「同和教育基本方針」策定
1968（昭43）	「国際人権年」		
1969（昭44）		「同和对策事業特別措置法」施行	
1970（昭45）			「同和对策長期計画」策定
1975（昭50）	「国際婦人年」		
1976（昭51） ～1985（昭60）	「国連婦人の10年」		「県立同和研修センターのじぎく会館」開設
1979（昭54）	「女子差別撤廃条約」採択 「国際児童年」		
1981（昭56）	「国際障害者年」	「同和对策協議会意見具申」	
1982（昭57）		「地域改善対策特別措置法」施行	「兵庫県国際障害者年長期行動計画」策定
1983（昭58） ～1992（平4）	「国連障害者の10年」		
1985（昭60）			「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
1986（昭61）		「地域改善対策協議会意見具申」 「男女雇用機会均等法」施行	
1987（昭62）		「地域改善対策特定事業に係る国の 財政上の特別措置に関する法律」施行	
1989（平元）	「児童の権利に関する条約」採択		
1990（平2）			「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定 「すこやか長寿大作戦」策定
1991（平3）			「兵庫2001年計画」策定 「(財)兵庫県人権啓発協会」設立
1992（平4）			「福祉のまちづくり条例」制定 「県立女性センター」開設
1994（平6）			「地域国際化推進基本指針」策定
1995（平7） ～2004（平16）	「人権教育のための国連10年」		「“すこやかひょうご” 障害者福祉プラン」策定
1996（平8）		「地域改善対策協議会意見具申」	
1997（平9）		「人権擁護施策推進法」施行 「障害者基本法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	
1998（平10）		「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行	「人権教育基本方針」策定 「“すこやかひょうご” 子ども未来プラン」策定

	国連等	国	兵庫県
1999 (平 11)	「国際高齢者年」	「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行 「人権擁護推進審議会答申」 (人権教育・啓発の在り方)	「高齢者・障害者権利擁護センター」開設
2000 (平 12)		「児童虐待防止法」施行 「犯罪被害者保護法」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	「老人保健福祉計画(介護保険事業支援計画)」策定 「外国人児童生徒にかかわる教育指針」策定
2001 (平 13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」策定 「男女共同参画計画」策定
2002 (平 14)		「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効 「ホームレスの自律の支援等に関する特別措置法」施行	
2004 (平 16)		「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行	
2005 (平 17)	「人権教育のための世界計画」	「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行 「犯罪被害者等基本法」施行	「ユニバーサル社会づくり総合指針」制定
2006 (平 18)	「障害者の権利に関する条約」採択	「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」施行	
2008 (平 20)		「ハンセン病解決の促進に関する法律」成立	
2012 (平 24)		「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行	「少子高齢社会福祉ビジョン」策定
2013 (平 25)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「いじめ防止対策推進法」施行	
2014 (平 26)			「いじめ防止基本方針」策定 「DV 防止・被害者保護計画」策定 「子ども・子育て未来プラン」策定
2015 (平 27)		「女性活躍推進法」施行	
2016 (平 28)		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	「多文化共生社会推進指針」策定

【世界の動き】

多くの人の命を奪った過去の大戦の反省から「戦争は最大の人権侵害である」との認識のもと、昭和23年（1948年）国連において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、人権の尊重が人類共通の原則であることを、すべての人と国が守るべき基準として、世界各国に大きな影響を与えました。

その後、国連では「児童権利宣言」「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「障害者の権利に関する宣言」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」等を採用し、人権に係る様々な課題に対する取り組みを続けてきました。

しかし、まだまだ世界各地で人権が保障されていない状況が存在することから、平成7年（1995年）から10年間「人権教育のための国連10年」と定め、人権教育の幅広い推進を提言する決議を採用し「人権という普遍的文化（人権文化）」が、各国において構築されるよう提唱しました。

【国の動き】

日本国憲法で「基本的人権」の保障を明確にし、女性の参政権の実現や「労働基準法」「児童福祉法」を制定するなど、人権確立へ向け動き出しました。

同和对策審議会「答申」により、部落差別の存在を国として初めて認めるとともに、「この早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と解決の方向を明らかにしました。そして、「同和对策事業特別措置法」が制定され、部落差別解消へ向けた取り組みが始まり、その後、あらゆる人権問題に影響を与え、すべての人々の人権確立へ向けた取り組みへと、発展してきました。

平成12年（2000年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、「人権尊重社会を実現することは、国・地方公共団体及び国民の責務である」と明言しました。また、この法律に基づき、「人権教育のための国連10年」国内行動計画などがつくられ、「人権教育・啓発に関する基本計画」を定め、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進する一方、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する虐待防止や、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消といった個別の人権課題に関する法整備を行い、人権尊重社会の実現に向けた取り組みを進めています。

【県の動き】

国際化や情報化、少子・高齢化などの社会の変化等に伴い複雑・多様化する人権課題に対応した施策の推進に努めるとともに、県と市町が共同で設置している、兵庫県人権啓発協会を中心に、同和問題をはじめとする人権問題全般について、研修、啓発、研究事業等を全県的に展開しています。

また、「人権に関する県民意識調査」を5年毎に実施し、人権全般に関する基礎資料の収集と県民意識の動向把握に努めています。

さらに、県民一人一人が、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動で表すことが文化として定着している社会の実現に向け、各市町や関係団体とともに、県民や「ひょうご人権大使」の参加によるフェスティバルや、人権週間のつどいを開催するなど様々な取り組みを「人権文化を進める県民運動」として展開しています。